

<スポーツ枠・土木技師>

吉川市職員採用試験受験案内



吉川市が求める人材

吉川市では、理想の職員像を「チャレンジ精神と経営センスを持ち、絶えず自己と仕事の変革に取り組む職員」としています。

つまり、去年と同じようにやればいい、言われたことだけをやればいい・・・のではなく、さらに住民サービスを向上させるためにはどうしたらよいか、それを自ら考え、チャレンジし、変革できる人こそ、吉川市が求めている人材です。

募集職種等

▼平成30年4月1日採用予定

試験区分		採用予定人数	受験資格（各試験区分全ての●に該当する方）
記号	職種		
L	一般事務 （スポーツ枠）	若干名	<ul style="list-style-type: none"> ●昭和33年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた方 ●次の①又は②のどちらかに該当する方 （両方に該当する場合は、より自己セールスできる方を選択してください） <ul style="list-style-type: none"> ①プロスポーツ選手として活躍している又は活躍していた方（※1） ②スポーツの全国大会、国際大会等において選手として出場し、入賞等の優秀な実績がある方（※2）
M	一般事務 （スポーツ枠） 【身体障がい者対象】	若干名	<ul style="list-style-type: none"> ●昭和33年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた方 ●次の①又は②のどちらかに該当する方 （両方に該当する場合は、より自己セールスできる方を選択してください） <ul style="list-style-type: none"> ①プロスポーツ選手として活躍している又は活躍していた方（※1） ②スポーツの全国大会、国際大会等において選手として出場し、入賞等の優秀な実績がある方（※2） ●次のすべてに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けている ・自力により通勤ができ、かつ介護者なしに職務を遂行できる ・活字印刷文により筆記試験が可能である
N	土木技師	若干名	昭和57年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方で、土木関係の学科を修めて卒業した方（卒業見込み可）

◆ 受験資格内の※1～2については次のページの受験資格注意事項を必ずご確認ください

◆ 平成29年度中に吉川市職員採用試験を申込みされた方は申込みできません

◆ 受験資格注意事項

※1 【プロスポーツ選手とは】

- ・報酬を受け取っていたことやプロスポーツ選手として契約していたことだけを条件としません。プロスポーツ選手であると自身で意識して活躍されていたすべての方を対象とします。なお、様式3においてプロスポーツ選手として活躍した実績等の記入をお願いします。
- ・第1次試験のお申込み時に、プロスポーツ選手としての実績を表すもの（新聞雑誌等の掲載記事や賞状の写し、契約書の写し、チームに所属していたことが分かる書類等）の提出が必要です。

※2 【大会の定義、実績について】

- ・国民体育大会、全日本選手権大会、全国高等学校総合体育大会（インターハイ）、全国大学選手権大会（インターカレッジ）等の全国大会や、オリンピック、世界選手権等の国際大会に選手として出場して入賞等の優秀な実績を収めた方が対象です。なお、実績や大会の名称については様式3において正式名称の記入をお願いします。
- ・第1次試験のお申込み時に、実績について証明できる書面（新聞雑誌等の掲載記事や賞状の写し等）の提出が必要です。

その他

■次に該当する人は地方公務員法第16条の規定により受験できません。

- ①成年被後見人又は被保佐人
- ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ③吉川市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

応募方法

▼提出書類



書 類	対 象
① 申込書兼整理票・受験票（様式1）	受験者全員
② 履歴書（様式2）	受験者全員
④ 自己セールスシート（様式3）	試験区分L又はMを受験される方
⑤ 身体障害者手帳の写し	試験区分Mを受験される方
⑥ 返信用封筒 ※詳細は、申込方法の郵送欄をご覧ください	郵送で申し込まれる方
⑦ プロスポーツ選手としての実績を表すもの（新聞雑誌等の掲載記事や賞状の写し、契約書の写し、チームに所属していたことが分かる書類等）又はスポーツの実績について証明できる書面（新聞雑誌等の掲載記事や賞状の写し等）	試験区分L又はMを受験される方

提出書類の注意点

※①、②にそれぞれ写真（縦4cm、横3cm）を貼り、各様式の記入に当たっては、様式1に添付されている「記入上の注意」を参照してください。

▼申込方法（直接提出または郵送）

※職種によって受付期間が異なりますのでご注意ください。

区分	項目	職種	説明、注意事項など
直接提出	受付期間	一般事務 (スポーツ枠)	平成29年12月11日(月)～平成30年1月15日(月) (土・日曜日、祝日を除く、午前8時30分～午後5時まで)
		土木技師	平成29年12月11日(月)～平成29年12月20日(水) (土・日曜日、祝日を除く、午前8時30分～午後5時まで)
	受付場所	吉川市役所本庁舎2階 政策室職員担当窓口	
郵送	受付期間	一般事務 (スポーツ枠)	平成29年12月11日(月)～平成30年1月12日(金) 当日消印有効
		土木技師	平成29年12月11日(月)～平成29年12月18日(月) 当日消印有効
	宛先	〒342-8501 埼玉県吉川市吉川二丁目1番地1 吉川市役所 政策室職員担当 宛 ※封筒の表面に「採用試験申込書在中」と朱書きして、簡易書留郵便で送付してください(普通郵便等による郵送事故等については、責任を負いません)。	
	その他	受付後に受験票を送付しますので、次の返信用封筒を同封してください。 ・長型3号(23.5cm×12cm) ・表面に受験者の郵便番号、住所、氏名(様を付ける)を記入 ・392円分の切手を貼付(簡易書留郵便にて返送します) ※なお、郵送受付での期間終了から7日後までに受験票が届かない(返送されない)場合は、必ず電話でご連絡ください。	

試験内容

試験	職種	試験内容		合否通知	
第1次試験	一般事務 (スポーツ枠)	自己セールスシート (申込時に提出)	スポーツを通じて培われた能力や知識、経験、吉川市行政への関心や貢献意欲、表現力を評価		第1次試験受験者 全員に郵送 (1月下旬)
	土木技師	筆記試験 平成30年1月6日 (土曜日) 場所: 吉川市役所 受付: 8時～8時30分 試験開始: 8時40分	教養試験 (120分)	公務員として必要な一般知識及び知能についての多肢択一式試験	
			作文試験 (60分)	公務員として必要な文章作成能力及び課題に対する理解力についての記述式試験	
第2次試験 (2月上旬)	共通	個別面接、集団討論、心理適性検査 ※集団討論は受験者数により行わない場合があります。	第2次試験受験者 全員に郵送 (2月中旬)		

◆ 試験内容の注意事項

※第2次試験の日時や会場等については、合格通知にてお知らせいたします。

※最終合格者は、平成30年4月1日(予定)に採用されることとなります。

注意事項

- 提出された書類は、返却いたしません。
- 提出書類の記載事項に虚偽等があった場合は、採用内定を取り消すことがあります。
- 受験に当たり、介添え等が必要な場合は、お申込みの際に申し出てください。
- 次のとおり、採用試験に関する自己情報の簡易開示を行います。

開示請求できる方	開示内容	開示期間	開示場所
試験不合格者 (本人来庁の場合に限る)	順位	各発表日から6か月間 (土日祝日を除く午前8時30分～午後5時)	吉川市役所本庁舎2階 政策室(職員担当)

給与・勤務条件（平成29年4月1日現在）

（1）給与

①卒業後、直ちに採用された場合の初任給（地域手当含む）

区分	初任給
大学卒	195,888円
短大卒	177,656円
高校卒	165,148円

②職務経験等がある場合、前述の金額に一定の基準で算出された額が加算されます。

【例】大学卒業後に職務経験等がある場合の初任給モデル（地域手当含む）

年齢	職務・スポーツ経験年数	初任給
30歳	8年	239,560円
40歳	18年	297,224円
50歳	28年	322,770円

③各種手当

支給要件に該当する人には、通勤手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当などが支給されます。

④賞与

6月と12月に、期末手当及び勤勉手当が支給されます。

（2）勤務時間及び休日・休暇

勤務時間は、午前8時30分から午後5時までで、土・日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）が休みとなります。ただし、配属先によって異なる場合があります。

また、休暇制度として、年次有給休暇（年間20日付与）、結婚・出産・忌引きなどの場合に与えられる特別休暇、疾病療養のための病気休暇などがあります。

（3）福利厚生

共済制度により、住宅、自動車などの購入時に利用できる低利の貸付や、ディズニーランドや映画館、スポーツクラブ、飲食店などの割引制度、契約旅館などの補助制度があります。

（4）子育て支援制度

- ・子供が3歳になるまでの間休業できる、育児休業制度
- ・小学校就学前の子供を養育するため、1日2時間まで取得できる部分休業制度
- ・小学校就学前の子供を養育するため、勤務日数、勤務時間を短縮できる育児短時間勤務制度
- ・1歳になるまで子供を養育するため、1日につき60分まで取得できる育児休暇制度
- ・小学校就学前の子供を看護するため、年間5日の範囲で取得できる看護休暇制度
- ・妻が出産する際に取得できる出産補助休暇制度、育児参加休暇制度

<お問い合わせ先>

吉川市 政策室 職員担当
〒342-8501 埼玉県吉川市吉川二丁目1番地1
電話 048-982-9695（直通）
FAX 048-981-5392

